

【問題】

次頁以下に掲げる文章は、田代志門『研究倫理とは何か 臨床医学研究と生命倫理』（勁草書房、二〇一二年、一一七～一三九頁）に収められた文章である（なお、（注1）～（注4）は、作題者が付したものである）。

本書は、「人を対象とする医学研究の倫理」について、「研究と診療の区別」にかかわる問題を取り上げて論じている。この文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

問一 「治療との誤解」とは何か、及び、それがなぜ倫理的に問題であるのか、について、あわせて八行程度でまとめなさい。

問二 傍線部①「こうした後者の試みは時として、前者の試みを掘り崩してしまう危険性を持っている」とあるが、なぜ、そのように考えられるのか。傍線部②「臨床的均衡」論とそれに対する批判についても触れながら、二五行以上、三〇行以内で説明しなさい。

問三 傍線部①「こうした後者の試みは時として、前者の試みを掘り崩してしまう危険性を持っている」との批判を、筆者は、どのように評価しているか。二五行程度で説明しなさい。

（注1）プラセボ対照試験：被験薬が割り付けられた被験者群とプラセボ（偽薬）が割り付けられた被験者群の2つのグループに、割り付けられた薬以外はすべて同じ条件で実施する試験。両者の結果を比較して、被験薬の効果の有無や安全性を評価する。

（注2）IRB：Institutional Review Board（施設内審査委員会）。その機関で実施される研究に関する倫理性等を審査する委員会。

（注3）ベルモント・レポート：一九七九年に、米国の「生物医学及び行動学研究の被験者保護のための国家委員会」が提出した報告書「生物医学及び行動学研究の被験者保護のための倫理原則及びガイドライン」の通称。

（注4）ヘルシンキ宣言：一九六四年に、世界医師会で採択された、「人対象実験に関する倫理綱領」。その後、何度か修正が加えられている。